

○射水市小杉展示館条例施行規則

平成28年10月11日

規則第66号

改正 平成31年1月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市小杉展示館条例(平成17年射水市条例第100号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により小杉展示館(以下「展示館」という。)の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の7日前までに小杉展示館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、小杉展示館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定により展示館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに小杉展示館使用許可変更(取消し)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、小杉展示館使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、小杉展示館使用料減免決定通知書(様式第5号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第12条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第12条第2号に該当する場合 90パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付申請)

第7条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、小杉展示館使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、小杉展示館使用料還付決定通知書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

(特別の設備)

第8条 使用者は、展示館に特別の設備又は装飾をしようとするときは、小杉展示館設備変更申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けないで広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(使用後の点検)

第10条 使用者は、その使用が終了したときは、展示館の職員(以下「職員」という。)の点検を受けなければならない。

(損傷及び滅失の届出)

第11条 使用者及び入館者は、展示館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に展示館の管理を行わせる場合における第2条から第4条まで及び第8条の規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第4条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第13条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出し

を含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第11条」とあるのは「条例第19条第1項の規定により読み替えて適用する条例第11条」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第12条ただし書」とあるのは「条例第19条第1項の規定により読み替えて適用する条例第12条ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第14条 前2条の場合における様式第1号から様式第8号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市小杉展示館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の減免については、改正後の射水市小杉展示館条例施行規則第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合

様式第1号(第2条関係)

小杉展示館使用許可申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
氏 名 (印)  
電話番号 ( )

次のとおり小杉展示館を使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで
使 用 施 設	
使 用 備 品	
備 考	

様式第2号(第3条関係)

小杉展示館使用許可書

年 月 日

様

射水市長



年 月 日に申請のあった小杉展示館の使用を次のとおり許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで
使用施設	
使用備品	
使用料	円
使用条件	1 射水市小杉展示館条例及び同条例施行規則に従うこと。 2 使用後の整理、原状回復はすべて使用者で行うこと。

様式第3号(第4条関係)

小杉展示館使用許可変更(取消し)申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号 ( )

次のとおり小杉展示館の使用を変更(取消し)したいので、許可されるよう申請します。

使用許可日	年 月 日
使用目的	
許可を受けた 使用日時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで
許可を受けた 使用施設	
許可を受けた 使用備品	
変更(取消し) 内 容	
変更(取消し) 理 由	
備 考	

様式第4号(第5条関係)

小杉展示館使用料減免申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
氏 名 ①  
電話番号 ( )

下記により使用料を減免くださるようお願いいたします。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分 から 年 月 日 午 後 時 分 まで
使 用 料	円
※ 減 免 額	
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

※印欄は、記入しないでください。

様式第5号(第5条関係)

小杉展示館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

射水市長



年 月 日に申請のあった施設の使用料の減免について次のとおり許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで
使用料	円
減免額	
減免を必要とする理由	



様式第6号(第7条関係)

小杉展示館使用料還付申請書

年 月 日

射水市長

住 所  
氏 名 ①  
電話番号 ( )

年 月 日に小杉展示館の使用の許可を受けましたが下記の理由により使用できませんでしたので、使用料の<sup>全部</sup><sub>一部</sub>を還付されるよう申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで
使 用 料	円
使用しなかった理由	
※ 還 付 金 額	

※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第7条関係)

小杉展示館使用料還付決定通知書

年 月 日

様

射水市長



年 月 日に申請のあった施設の使用料の還付について次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで
使 用 料	円
使用しなかった理由	
還 付 金 額	

様式第8号(第8条関係)

小杉展示館設備変更申請書

年 月 日

射水市長

住 所

氏 名



電話番号 ( )

年 月 日に小杉展示館の使用の許可を受けましたが、下記により設備の変更をしたいので申請します。

1 変更の理由

2 変更しようとする事項

